

第31節 別 表

【在留資格決定の場合】

－外交－

要件	立証資料
第1(該当範囲)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 口上書その他外国政府又は国際機関の発行した身分及び用務を証する文書

【在留資格決定の場合】

一公用一

要件	立証資料
第1(該当範囲)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 口上書その他外国政府又は国際機関の発行した身分、用務及び期間を証する文書

【在留期間更新許可申請の場合】

一公用一

要件	立証資料
第1(該当範囲)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 口上書その他外国政府又は国際機関の発行した身分、用務及び期間を証する文書

【在留資格決定の場合】

—教授—

区分 (申請人)		カテゴリーカテゴリー1	カテゴリーカテゴリー2
大学等において常勤職員として勤務する場合		大学等において非常勤職員として勤務する場合	
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。		次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 勤務する大学等(複数の大学の非常勤講師等を兼ねる場合は、それぞれの大学等)における活動の内容、期間、地位及び報酬を証明する文書。ただし、大学等以外の機関との契約に基づいて勤務する場合は、大学等における活動の内容、期間、地位及び当該機関の支給する報酬を証明する文書

【在留期間更新許可申請の場合】

—教授—

区分 (申請人)		カテゴリーカテゴリー1	カテゴリーカテゴリー2
大学等において常勤職員として勤務する場合		大学等において非常勤職員として勤務する場合	
要件	立証資料		
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。		次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書

【在留資格決定の場合】

—芸術—

要件	立証資料
第1(該当範囲)	<p>次の資料により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 公私の機関又は個人との契約に基づいて活動を行う場合は、当該機関又は個人との契約書の写し等活動の内容、期間、地位及び報酬を証明する文書 ③ 公私の機関又は個人との契約に基づかないで活動を行う場合は、申請人が作成する具体的な活動の内容、期間及び行おうとする活動から生じる収入の見込み額を記載した文書 ④ 芸術上の活動歴を詳細に記載した履歴書 ⑤ 関係団体からの推薦状、過去の活動に関する報道、入賞、入選等の実績、過去の作品等の目録等芸術活動上の業績を明らかにすることのできる資料

【在留期間更新許可申請の場合】

—芸術—

要件	立証資料
第1(該当範囲)	<p>次の資料により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 公私の機関又は個人との契約に基づいて活動を行う場合は、当該機関又は個人との契約書の写し等活動の内容、期間、地位及び報酬を証明する文書 ③ 公私の機関又は個人との契約に基づかないで活動を行う場合は、申請人が作成する具体的な活動の内容、期間及び行おうとする活動から生じる収入の見込み額を記載した文書 ④ 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書

【在留資格決定の場合】

—宗教—

要件	立証資料
第1(該当範囲)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 外国の宗教団体からの派遣状等の写し等派遣機関からの派遣期間、地位及び報酬を証明する文書 ③ 派遣機関及び受入機関の概要(宗派、沿革、代表者名、組織、施設、信者数等)を明らかにする資料 ④ 宗教家としての地位及び職歴を証明する文書

【在留期間更新許可申請の場合】

—宗教—

要件	立証資料
第1(該当範囲)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 外国の宗教団体からの派遣状等の写し等派遣機関からの派遣の継続を証明する文書 ③ 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書

【在留資格決定の場合】

一報道一

区分 (申請人)		カテゴリー1 外務省報道官から外国記者登録証を発行された者を雇用する外国の報道機関に雇用される場合	カテゴリー2 左に該当しない団体・個人
第1 (該当範囲)		上記に該当することを示す資料 申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 外国の報道機関の概要(代表者名、沿革、組織、施設、職員数、報道実績等)を明らかにする資料 ③ 外国の報道機関から派遣される者の場合は、当該機関の作成した地位、活動の内容、派遣期間、報酬を証明する文書 ④ 外国の報道機関に日本で雇用されこととなる者の場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 ⑤ ③以外のフリーランサーその他外国の報道機関等との雇用以外の契約に基づいて活動する者の場合は、当該契約に係る契約書 ただし、当該契約書に地位、活動の内容、活動期間、報酬のいずれかが記載されていない時は、その事項を記載した当該外国の報道機関の作成した文書

【在留期間更新許可申請の場合】

一報道一

区分 (申請人)		カテゴリー1 外務省報道官から外国記者登録証を発行された者を雇用する外国の報道機関に雇用される場合	カテゴリー2 左に該当しない団体・個人
要件	立証資料		
第1 (該当範囲)	上記に該当することを示す資料 申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 外国の報道機関の作成した在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等引き続き外国の報道機関から派遣され、又は外国の報道機関に雇用され若しくは当該機関との契約により活動していることを証明する文書 ③ 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書	

【参考】国家資格（業務独占資格・名称独占資格）の例

国家試験・資格	所管	根拠法令	業務独占	名称独占	交付者
医師	厚労省	医師法	○	○	厚生労働大臣
移動式クレーン運転士	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長
ウェブデザイン技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は厚生労働大臣指定試験機関
液化石油ガス設備士	経産省	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	○		都道府県知事
栄養士	厚労省	栄養士法		○	都道府県知事
外国公認会計士	金融庁 (内閣府)	公認会計士法	○	○	内閣総理大臣
管理栄養士	厚労省	栄養士法		○	厚生労働大臣
介護福祉士	厚労省	社会福祉士及び介護福祉士法		○	厚生労働大臣
看護師	厚労省	保健師助産師看護師法	○	○	厚生労働大臣
ガス溶接技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
ガラス用フィルム施工技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は厚生労働大臣指定試験機関
海事代理士	国交省	海事代理士法	○	○	国土交通大臣
管工事施工管理技士	国交省	建設業法		○	国土交通大臣
家畜人工授精師	農水省	家畜改良増殖法	○	○	都道府県知事
外国法事務弁護士	法務省	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法	○	○	法務大臣
義肢装具士	厚労省	義肢装具士法	○	○	厚生労働大臣
救急救命士	厚労省	救急救命士法	○	○	厚生労働大臣
金融窓口サービス技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は厚生労働大臣指定試験機関
キャリア・コンサルティング技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は厚生労働大臣指定試験機関
着付け技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は厚生労働大臣指定試験機関
行政書士	総務省	行政書士法	○	○	都道府県知事
技術士	文科省	技術士法		○	文部科学大臣
クレーン・デリック運転士	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長
クレーン運転技能講習修了者(床上操作式、小型移動式)	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
計量士	経産省	計量法		○	経済産業大臣

国家試験・資格	所管	根拠法令	業務独占	名称独占	交付者
言語聴覚士	厚労省	言語聴覚士法	○	○	厚生労働大臣
建築士(一級、二級、木造)	国交省	建築士法	○	○	国土交通大臣(一級)又は都道府県知事(二級、木造)
建築設備士	国交省	建築士法、建築士法施行規則		○	国土交通大臣
高所作業車運転技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
航空従事者 (※操縦士・航空整備士・航空工場整備士・航空機関士・航空通信士・航空士)	国交省	航空法	○		国土交通大臣
公認会計士	内閣府 (金融庁)	公認会計士法	○	○	内閣総理大臣
作業環境測定士	厚労省	作業環境測定法	○	○	厚生労働大臣
作業療法士	厚労省	理学療法士及び作業療法士法	○	○	厚生労働大臣
浄化槽管理士	環境省	浄化槽法	○	○	環境大臣
視能訓練士	厚労省	視能訓練士法	○	○	厚生労働大臣
歯科医師	厚労省	歯科医師法	○	○	厚生労働大臣
歯科衛生士	厚労省	歯科衛生士法	○	○	厚生労働大臣
歯科技工士	厚労省	歯科技工士法	○	○	厚生労働大臣
社会福祉士	厚労省	社会福祉士及び介護福祉士法		○	厚生労働大臣
社会保険労務士	厚労省	社会保険労務士法	○	○	厚生労働大臣
柔道整復師	厚労省	柔道整復師法	○	○	厚生労働大臣
情報配線施工技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は厚生労働大臣指定試験機関
診療放射線技師	厚労省	診療放射線技師法	○	○	厚生労働大臣
准看護師	厚労省	保健師助産師看護師法	○	○	都道府県知事
助産師	厚労省	保健師助産師看護師法	○	○	厚生労働大臣
ショベルローダー等運転技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
車両系建設機械運転技能講習修了者 (整地・運搬・積込み用及び掘削用、解体用、基礎工事用)	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
浄化槽設備士	国交省・環境省	浄化槽法	○	○	国土交通大臣
消防設備士	総務省	消防法	○		都道府県知事
獣医師	農水省	獣医師法	○	○	農林水産大臣
司法書士	法務省	司法書士法	○	○	法務大臣

国家試験・資格	所管	根拠法令	業務独占	名称独占	交付者
司書	文科省	図書館法		○	文部科学大臣
精神保健福祉士	厚労省	精神保健福祉士法		○	厚生労働大臣
製菓衛生師	厚労省	製菓衛生師法		○	都道府県知事
潜水士	厚労省	労働安全衛生法	○	○	都道府県労働局長
税理士	財務省 (国税庁)	税理士法	○	○	国税審議会
造園施工管理技士	国交省	建設業法		○	国土交通大臣
玉掛け技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
第一種圧力容器取扱作業主任者 (普通、化学設備関係)	厚労省	労働安全衛生法		○	厚生労働大臣指定機関
第一種圧力容器取扱作業主任者(特定)	厚労省	労働安全衛生法		○	都道府県労働局長
知的財産管理技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機 関
調理技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機 関
調理師	厚労省	調理師法		○	都道府県知事
通訳案内士(通訳ガイド)	国交省	通訳案内士法	○	○	観光庁長官
通関士	財務省 (税関)	通関業法	○	○	各税関長
電気工事士(第一種、第二種)	経産省	電気工事士法	○		都道府県知事
電気工事施工管理技士	国交省	建設業法		○	国土交通大臣
特種電気工事資格者	経産省	電気工事士法	○		経済産業大臣
土木施工管理技士	国交省	建設業法		○	国土交通大臣
土地区画整理士	国交省	土地区画整理法		○	国土交通大臣
土地家屋調査士	法務省	土地家屋調査士法	○	○	法務大臣
発破技士	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長

国家試験・資格	所管	根拠法令	業務独占	名称独占	交付者
美容師	厚労省	美容師法	○		厚生労働大臣
ビル設備管理技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は厚生労働大臣指定試験機関
ビルクリーニング技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は厚生労働大臣指定試験機関
ファイナンシャル・プランニング技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は厚生労働大臣指定試験機関
フォークリフト運転技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
不整地運搬車運転技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
弁理士	経産省 (特許庁)	弁理士法	○	○	経済産業大臣
弁護士(司法試験)	法務省	弁護士法	○	○	法務大臣
保育士	厚労省	児童福祉法		○	都道府県知事
保健師	厚労省	保健師助産師看護師法	○	○	厚生労働大臣
ボイラー整備士	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長
ボイラー取扱技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
ボイラー溶接士(普通、特別)	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長
マンション管理士	国交省	マンションの管理の適正化の推進に関する法律		○	国土交通大臣
水先人	国交省	水先法	○		国土交通大臣
薬剤師	厚労省	薬剤師法	○	○	厚生労働大臣
揚貨装置運転士	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長
理学療法士	厚労省	理学療法士及び作業療法士法	○	○	厚生労働大臣
理容師	厚労省	理容師法	○		厚生労働大臣
臨床検査技師	厚労省	臨床検査技師等に関する法律	○	○	厚生労働大臣
臨床工学技士	厚労省	臨床工学技士法	○	○	厚生労働大臣
レストランサービス技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は厚生労働大臣指定試験機関
レストランサービス技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は厚生労働大臣指定試験機関
宅地建物取引士	国土交通省	宅地建物取引業法	○		都道府県知事

【在留資格決定の場合】

-経営・管理-

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (申請人)	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 外国の国又は地方公共団体 ④ 日本の国・地方公共団体認可の公益法 ⑤ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑥ 一定の条件を満たす企業等(※)	① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ② 在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件 (該当範囲)	立証資料			
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録)の写し イ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任するの場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書 ワ 日本において管理者として雇用される場合は、労	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録)の写し イ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任するの場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書 ワ 日本において管理者として雇用される場合は、労

<p>第1 (該当範囲)</p> <p>続き</p>	<p>労基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書</p> <p>③ 事業計画書の写し</p> <p>④ 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>ア 当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し(法人の登記が完了していないときは、定款その他法人において当該事業を開始しようとしていることを明らかにする書類の写し)</p> <p>イ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書</p> <p>⑤ 直近の年度の決算文書の写し</p>	<p>労基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書</p> <p>③ 事業計画書の写し</p> <p>④ 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>ア 当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し(法人の登記が完了していないときは、定款その他法人において当該事業を開始しようとしていることを明らかにする書類の写し)</p> <p>イ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書</p> <p>⑤ 直近の年度の決算文書の写し</p> <p>⑥ 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>ア 源泉徴収の免除を受ける機関の場合 　　外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料</p> <p>イ 上記アを除く機</p>
--------------------------------	--	---

第1 (該当範囲) 続き				<p>関の場合</p> <p>(ア) 給与支払い事務所等の開設届出書の写し</p> <p>(イ) 次のいずれかの文書</p> <p>a 直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付印のあるものの写し)</p> <p>b 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料</p>
第2(基準) 1(1)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 事業所用施設の存在を明らかにする不動産登記簿謄本、賃貸借契約書その他の資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 事業所用施設の存在を明らかにする不動産登記簿謄本、賃貸借契約書その他の資料
第2(基準) 1(2)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 事業の規模を明らかにする次のいずれかの資料 ア 常勤の職員が二人以上であることを明らかにする当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票その他の資料 イ 該当範囲の④の資料 ウ その他事業の規模を明らかにするとして提出された資料 ③ 該当範囲の⑤の資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 事業の規模を明らかにする次のいずれかの資料 ア 常勤の職員が二人以上であることを明らかにする当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票その他の資料 イ 該当範囲の④の資料 ウ その他事業の規模を明らかにするとして提出された資料 ② 該当範囲の⑤の資料
第3(基準)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 関連する職務に従	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 関連する職務に従

第3(基準) 続き		<p>事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書</p> <p>③ 関連する職務に従事した期間を証する文書(大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。)</p> <p>④ 該当範囲の②の資料</p>	<p>事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書</p> <p>③ 関連する職務に従事した期間を証する文書(大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。)</p> <p>④ 該当範囲の②の資料</p>
--------------	--	---	---

【在留期間更新許可申請の場合】

-経営・管理-

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
要件 区分 (申請人)	<p>① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 外国の国又は地方公共団体 ④ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑤ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑥ 一定の条件を満たす企業等(※)</p>	<p>① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ② 在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関</p>	<p>前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)</p>	<p>左のいずれにも該当しない団体・個人</p>
立証資料				
第1 (該当範囲) 第2 (基準)	<p>申請書により判断する。</p>	<p>申請書により判断する。</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 直近の年度の決算文書の写し ③ 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書 ④ 事業の規模を明らかにする次のいずれかの資料 ア 常勤の職員が二人以上であることを明らかにする当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票その他の資料 イ 該当範囲の④の資料 ウ その他事業の規模を明らかにするとして提出された資料</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 直近の年度の決算文書の写し ③ 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書 ④ 事業の規模を明らかにする次のいずれかの資料 ア 常勤の職員が二人以上であることを明らかにする当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票その他の資料 イ 該当範囲の④の資料 ウ その他事業の規模を明らかにするとして提出された資料 ⑤ 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料</p>

【在留資格決定の場合】

—法律・会計業務—

要件	立証資料
第1(該当範囲) 第2(基準)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 資格を有することを証明する文書(免状又は証明書等の写し)

【在留期間更新許可申請の場合】

—法律・会計業務—

要件	立証資料
第1(該当範囲) 第2(基準)	次の資料により判断する。 ① 申請書

【在留資格決定の場合】

-医療-

		カテゴリー1	カテゴリー2
区分 (申請人)	医師・歯科医師	医師・歯科医師以外の者	
第1 (該当範囲)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 資格を有することを証明する文書(免状 又は証明書等の写し)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 資格を有することを証明する文書(免状 又は証明書等の写し) ③ 勤務する機関の概要(病院、診療所等 設立に許可を受けることを要する機関の 場合は、当該許可を受けた年月日を明示 したもの)を明らかにする資料	

【在留期間更新許可申請の場合】

-医療-

		カテゴリー1	カテゴリー2
区分 (申請人)	医師・歯科医師	医師・歯科医師以外の者	
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及 び納税証明書 ③ 従事する職務の内容及び報酬を証明す る在職証明書その他の所属機関の文書	

【在留資格決定の場合】

-研究-

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (申請人)	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 日本又は外国の国・地方公共団体 ④ 独立行政法人 ⑤ 特殊法人・認可法人 ⑥ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦ 法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑨ 一定の条件を満たす企業等(※)	① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ② 在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料			
第1 (該当範囲)	上記のいずれかに該当することを立証する資料 申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録)の写し ウ 外国法人内の日本支店に転勤	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録)の写し ウ 外国法人内の日本支店に転勤

第1
(該当範囲)

続き

する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書

- ③ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書
- ④ 直近の年度の決算文書の写し(ただし転勤して研究を行う業務に従事する場合に限る。)

する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書

- ③ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書
- ④ 直近の年度の決算文書の写し(ただし転勤して研究を行う業務に従事する場合に限る。)
- ⑤ 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料
 - ア 源泉徴収の免除を受ける機関の場合
　　外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料
 - イ 上記アを除く機関の場合
 - (ア) 給与支払い事務所等の開設届出書の写し
 - (イ) 次のいずれかの文書
 - a 直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収印付のもの)
 - b 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けて

第1 (該当範囲)				いることを明らかにする資料
続き				
第2(基準) 1	申請書により判断する。	申請書により判断する。	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 ③ 基準1本文の適用を受ける者の場合は学歴又は職歴等を証する次の文書 ア 大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書 イ 研究の経験期間を証するもの（大学院又は大学において研究した期間を含む。） ④ 基準1ただし書きの適用を受ける者の場合は次の資料 ア 過去1年間に従事した業務内容及び地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国の機関(転勤の直前1年以内に申請人が研究の在留資格をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該機関に勤務していた本邦の期間を含む。)の文書 イ 転勤前に勤務していた事業所と転勤後の事業所の関係を示す次のいずれかの資 (ア) 同一の法人内の転勤の場合は、外国法人の支店の登</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 ③ 基準1本文の適用を受ける者の場合は学歴又は職歴等を証する次の文書 ア 大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書 イ 研究の経験期間を証するもの（大学院又は大学において研究した期間を含む。） ④ 基準1ただし書きの適用を受ける者の場合は次の資料 ア 過去1年間に従事した業務内容及び地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国の機関(転勤の直前1年以内に申請人が研究の在留資格をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該機関に勤務していた本邦の期間を含む。)の文書 イ 転勤前に勤務していた事業所と転勤後の事業所の関係を示す次のいずれかの資 (ア) 同一の法人内の転勤の場合は、外国法人の支店の登</p>

第2(基準) 1 続き		記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料	(イ) 日本法人への出向の場合は、当該日本法人と出向元の外国法人との出資関係を明らかにする資料 (ウ) 日本に事業所を有する外国法人への出向の場合は、当該外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料及び当該外国法人と出向元の法人との資本関係を明らかにする資料	(イ) 日本法人への出向の場合は、当該日本法人と出向元の外国法人との出資関係を明らかにする資料 (ウ) 日本に事業所を有する外国法人への出向の場合は、当該外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料及び当該外国法人と出向元の法人との資本関係を明らかにする資料
第2(基準) 2	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 該当範囲の②の資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 該当範囲の②の資料

【在留期間更新許可申請の場合】

-研究-

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (申請人)	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 日本又は外国の国・地方公共団体 ④ 独立行政法人 ⑤ 特殊法人・認可法人 ⑥ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦ 法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑨ 一定の条件を満たす企業等(※)	① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ② 在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料			
第1 (該当範囲) 第2(基準)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3
区分 (申請人)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に常勤で勤務する場合	左記以外の教育機関に常勤で勤務する場合	非常勤で勤務する場合
要件	立証資料		
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書(複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、そのすべての機関との間の契約書)の写し ③ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容等が詳細に記載された案内書 その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書(複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、そのすべての機関との間の契約書)の写し ③ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容等が詳細に記載された案内書 その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書 ④ 勤務する機関の直近の年度の決算文書の写し。新規事業の場合は事業計画書
第2(基準) 1(1)(2) 2(1)		次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 ③ 学歴又は職歴等を証する次のいずれかの文書 ア 大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は専門士若しくは高度専門士の称号を付与されたことを証する文書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 ③ 学歴又は職歴等を証する次のいずれかの文書 ア 大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は専門士若しくは高度専門士の称号を付与されたことを証する文書

第2(基準) 1(1)(2) 2(1) 続き		イ 免許証等資格を有することを証明する文書の写し ウ 外国語を教育しようとする者は、当該外国語により12年以上教育を受けたことを証する文書 エ 外国語以外の科目を教育しようとする者は、当該科目の教育について5年以上従事した実務経験を証する文書	イ 免許証等資格を有することを証明する文書の写し ウ 外国語を教育しようとする者は、当該外国語により12年以上教育を受けたことを証する文書 エ 外国語以外の科目を教育しようとする者は、当該科目の教育について5年以上従事した実務経験を証する文書
第2(基準) 1(3) 2(2)	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 該当範囲の②の資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 該当範囲の②の資料

【在留期間更新許可申請の場合】

—教育—

区分 (申請人)	カテゴリーアー1	カテゴリーアー2	カテゴリーアー3
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に常勤で勤務する場合	左記以外の教育機関に常勤で勤務する場合	非常勤で勤務する場合	
要件	立証資料		
第1 (該当範囲) 第2 (基準)	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書 ③ 雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書(複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、そのすべての機関との間の契約書)の写し	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書 ③ 雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書(複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、そのすべての機関との間の契約書)の写し

(注) 「常勤で勤務する」とは、常勤で教育機関に勤務していれば足り、教育機関と直接(雇用)契約を結んだ上で、「常勤の職員として勤務する」ことまで求める規定ではない。そのため、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校において、「常勤で勤務する」場合、派遣会社との契約に基づくものであっても、カテゴリーアー1に該当する。

【在留資格決定の場合】

—技術・人文知識・国際業務—

区分 (申請人)	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
①日本の証券取引所に上場している企業 ②保険業を営む相互会社 ③日本又は外国の国・地方公共団体 ④独立行政法人 ⑤特殊法人・認可法人 ⑥日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄又は口に掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑨一定の条件を満たす企業等(※)	①前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ②在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)	左のいずれにも該当しない団体・個人	
要件	立証資料 上記のいずれかに該当することを立証する資料			
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録)の写し ウ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録)の写し ウ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会

第1
(該当範囲)

続き

社以外の団体の役員に就任する場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書

- ③ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書
- ④ 直近の年度の決算文書の写し

社以外の団体の役員に就任する場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書

- ③ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書

- ④ 直近の年度の決算文書の写し

- ⑤ 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料

ア 源泉徴収の免除を受ける機関の場合

外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料

イ 上記アを除く機関の場合

(7) 給与支払い事務所等の開設届出書の写し

(イ) 次のいずれかの文書

- a 直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付印のあるものの写し)
b 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料

第2(基準) 1	申請書により判断する。 ※ 専門学校を卒業し専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書	申請書により判断する。 ※ 専門学校を卒業し専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技術又は知識を要する職務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 学歴又は職歴等を証する次の文書 ア 大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書 （なお、DOEACC制度の資格保有者の場合は、DOEACC資格の認定証（レベル「A」、「B」又は「C」）に限る。） イ 関連する業務に従事した期間を証する文書（大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。） ウ 特例告示該当者の場合は、情報処理技術に関する試験又は資格の合格証書又は資格証書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技術又は知識を要する職務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 学歴又は職歴等を証する次の文書 ア 大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書 （なお、DOEACC制度の資格保有者の場合は、DOEACC資格の認定証（レベル「A」、「B」又は「C」）に限る。） イ 関連する業務に従事した期間を証する文書（大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。） ウ 特例告示該当者の場合は、情報処理技術に関する試験又は資格の合格証書又は資格証書
第2(基準) 2(1)	申請書により判断する。 ※ 専門学校を卒業し専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書	申請書により判断する。 ※ 専門学校を卒業し専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人が従事する業務の内容を詳細に説明する勤務先の文書 ③ 当該業務の過去1年間の実績 （ただし新規業務の場合は今後1年間の見込みを明らかにする資料）	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人が従事する業務の内容を詳細に説明する勤務先の文書 ③ 当該業務の過去1年間の実績 （ただし新規業務の場合は今後1年間の見込みを明らかにする資料）
第2(基準) 2(2)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 関連する業務について3年以上の経験を明らかにする資料。 （ただし書きの適用を受ける者は大学の卒業証明書）	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 関連する業務について3年以上の経験を明らかにする資料。 （ただし書きの適用を受ける者は大学の卒業証明書）
第3(基準)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 該当範囲の②の資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 該当範囲の②の資料

【在留期間更新許可申請の場合】

-技術・人文知識・国際業務-

区分 (申請人)	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 日本又は外国の国・地方公共団体 ④ 独立行政法人 ⑤ 特殊法人・認可法人 ⑥ 日本の国・地方公共団体認可の公益法 ⑦ 法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑨ 一定の条件を満たす企業等(※)	① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ② 在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)	左のいずれにも該当しない団体・個人	
要件	立証資料			
第1 (該当範囲) 第2(基準)	上記のいずれかに該当することを立証する資料 申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書 ③ 職務内容に変更があった場合には、変更後の職務内容に係る業務の内容を詳細に説明する勤務先の文書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書 ③ 職務内容に変更があった場合には、変更後の職務内容に係る業務の内容を詳細に説明する勤務先の文書

【在留資格決定の場合】

-企業内転勤-

区分 (申請人)	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 日本又は外国の国・地方公共団体 ④ 独立行政法人 ⑤ 特殊法人・認可法人 ⑥ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦ 法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑨ 一定の条件を満たす企業等(※)	① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ② 在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)	左のいずれにも該当しない団体・個人	
要件	立証資料			
上記のいずれかに該当することを立証する資料				
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 法人を異にしない転勤の場合 転勤命令書又は辞令等の写し イ 法人を異にする転勤の場合 労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する ウ 役員等労働者に該当しない者について次資料 (ア) 会社の場合 は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 法人を異にしない転勤の場合 転勤命令書又は辞令等の写し イ 法人を異にする転勤の場合 労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する ウ 役員等労働者に該当しない者について次資料 (ア) 会社の場合 は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会

第1
(該当範囲)

続き

の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録)の写し

の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録)の写し

- (イ) 会社以外の団体の場合
は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書
- ③ 転勤前に勤務していた事業所と転勤後の事業所の関係を示す次のいずれかの資料
- ア 同一の法人内の転勤の場合
は、外国法人の支店の登記事項証明書等当該法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料
- イ 日本法人への出向の場合は、当該日本法人と出向元の外国法人との出資関係を明らかにする資料
- ウ 日本に事業所を有する外国法人への出向の場合は、当該外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料及び当該外国法人と出向元の法人との資本関係を明らかにする資料
- ④ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書
- (イ) 会社以外の団体の場合
は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書
- ③ 転勤前に勤務していた事業所と転勤後の事業所の関係を示す次のいずれかの資料
- ア 同一の法人内の転勤の場合
は、外国法人の支店の登記事項証明書等当該法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料
- イ 日本法人への出向の場合は、当該日本法人と出向元の外国法人との出資関係を明らかにする資料
- ウ 日本に事業所を有する外国法人への出向の場合は、当該外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料及び当該外国法人と出向元の法人との資本関係を明らかにする資料
- ④ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書

第1 (該当範囲) 続き		<p>⑤ 直近の年度の決算文書の写し</p>	<p>⑤ 直近の年度の決算文書の写し ⑥ 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料 ア 源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料 イ 上記アを除く機関の場合 (ア) 給与支払い事務所等の開設届出書の写し (イ) 次のいずれかの文書 a 直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付印のあるものの写し) b 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料</p>
第2(基準) 1	申請書により判断する。	申請書により判断する。	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 関連する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 過去1年間に従事した業務内容及び地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国の機関(転勤の直前1年以内に申請人が企業内転勤の在留資格をもって本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に勤務していた本邦の機関を含む。)の文書</p>
第2(基準) 2	申請書により判断する。	申請書により判断する。	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 該当範囲の②の資料</p>

【在留期間更新許可申請の場合】

-企業内転勤-

区分 (申請人)	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 日本又は外国の国・地方公共団体 ④ 独立行政法人 ⑤ 特殊法人・認可法人 ⑥ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦ 法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑨ 一定の条件を満たす企業等(※)	① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ② 在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料			
第1 (該当範囲) 第2(基準)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書

【在留資格決定の場合】

-介護-

要件	立証資料
第1(該当範囲)	<p>次の資料により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書（複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、その全ての機関との間の契約書の写し） ③ 勤務先の事業内容、設立等に係る許可又は指定を受けた年月日等が明記されている案内書 ④ 介護福祉士登録証の写し
第2(基準)	<p>次の資料により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 本邦の介護福祉士養成施設の卒業証明書 ③ 該当範囲の②の資料

【在留期間更新許可申請の場合】

-介護-

要件	立証資料
第1(該当範囲)	次の資料により判断する。
第2(基準)	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (申請人)	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 日本又は外国の国・地方公共団体 ④ 独立行政法人 ⑤ 特殊法人・認可法人 ⑥ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦ 法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑨ 一定の条件を満たす企業等(※)	① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ② 在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料			
第1 (該当範囲)	次の資料により判断する。	次の資料により判断する。	次の資料により判断する。	次の資料により判断する。
	① 申請書 ② 従事する業務の内容を証明する所属機関の文書	① 申請書 ② 従事する業務の内容を証明する所属機関の文書	① 申請書 ② 従事する業務の内容を説明する所属機関の文書 ③ 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録)の写し	① 申請書 ② 従事する業務の内容を説明する所属機関の文書 ③ 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録)の写し
第1 (該当範囲)			④ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内	④ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内

続き

容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書

- ⑤ 直近の年度の決算文書の写し

容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書

- ⑥ 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料

ア 源泉徴収の免除を受ける機関の場合

外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料

イ 上記アを除く機関の場合

(ア) 給与支払い事務所等の開設届出書の写し

(イ) 次のいずれかの文書

a 直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付印のあるものの写し)

b 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料

第2(基準) 1(1)	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。) ④ 公的機関が発行する証明書がある場合は、当該証明書の写し(中国人の場合は戸口簿及び職業資格証明書)</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。) ④ 公的機関が発行する証明書がある場合は、当該証明書の写し(中国人の場合は戸口簿及び職業資格証明書)</p>
第2(基準) 1(2)	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ タイ料理人として5年以上の実務経験を証する文書(タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。) ④ 初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書 ⑤ 申請を行った日の直前の1年の期間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な報酬を受けていたことを証する文書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ タイ料理人として5年以上の実務経験を証する文書(タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。) ④ 初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書 ⑤ 申請を行った日の直前の1年の期間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な報酬を受けていたことを証する文書</p>

第2(基準) 2	次の資料により判断する。 【建築技術者】 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)
第2(基準) 3	次の資料により判断する。 【外国特有製品】 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)

第2(基準) 4	次の資料により判断する。 【宝石・貴金属・毛皮】 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)
第2(基準) 5	次の資料により判断する。 【調教】 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)

第2(基準) 6	次の資料により判断する。 【海底掘削】 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書（所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。）等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書（外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。）	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書（所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。）等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書（外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。）
第2(基準) 7	次の資料により判断する。 【パイロット】 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 250時間以上の飛行経験を証する所属機関の文書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 250時間以上の飛行経験を証する所属機関の文書

第2(基準) 8	次の資料により判断する。 【スポーツ指導】 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 次のいずれかの文書 ア スポーツの指導に係る実務に従事していたことを証するもの(外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けた当該スポーツに従事していた期間を含む。) イ 選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことと証する資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 次のいずれかの文書 ア スポーツの指導に係る実務に従事していたことを証するもの(外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けた当該スポーツに従事していた期間を含む。) イ 選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことと証する資料
-------------	--	--	--	--

第2(基準) 9 【ソムリエ】	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 在職証明書(所属していた機関の名称、所在地、及び電話番号が記載されているものに限る。)でぶどう酒の品質の鑑定評価及び保持並びにぶどう酒の提供(以下「ワイン鑑定等」という。)についての実務経験を証する資料(外国の教育機関においてワイン鑑定等に係る科目を専攻した期間を含む)</p> <p>④ 次のア若しくはイの資料又はア若しくはイの資料を所持しない者はウの資料 ア ワイン鑑定等に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会(以下「国際ソムリエコンクール」という。)において優秀な成績を証する資料 イ 国際ソムリエコンクールにおいて国の代表となったことを証する資料(出場者が一国につき一名に制限されているものに限る) ウ ワイン鑑定等に係る技能に関して国(外国を含む。)若しくは地方公共団体(外国の地方公共団体を含む。)又はこれらに準ずる公私の機関が認定する資格で法務大臣が告示をもって定めるものを有することを証明する文書の写し</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 在職証明書(所属していた機関の名称、所在地、及び電話番号が記載されているものに限る。)でぶどう酒の品質の鑑定評価及び保持並びにぶどう酒の提供(以下「ワイン鑑定等」という。)についての実務経験を証する資料(外国の教育機関においてワイン鑑定等に係る科目を専攻した期間を含む) ④ 次のア若しくはイの資料又はア若しくはイの資料を所持しない者はウの資料 ア ワイン鑑定等に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会(以下「国際ソムリエコンクール」という。)において優秀な成績を証する資料 イ 国際ソムリエコンクールにおいて国の代表となったことを証する資料(出場者が一国につき一名に制限されているものに限る) ウ ワイン鑑定等に係る技能に関して国(外国を含む。)若しくは地方公共団体(外国の地方公共団体を含む。)又はこれらに準ずる公私の機関が認定する資格で法務大臣が告示をもって定めるものを有することを証明する文書の写し</p>
-----------------------	--	--	---	--

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (申請人)	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 日本又は外国の国・地方公共団体 ④ 独立行政法人 ⑤ 特殊法人・認可法人 ⑥ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦ 法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑨ 一定の条件を満たす企業等(※)	① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ② 在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料			
第1 (該当範囲) 第2(基準)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書

※ 次のいずれかに該当する企業等を対象とする。

- ①ユースエール認定企業
- ②くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業
- ③えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業
- ④安全衛生優良企業
- ⑤職業紹介優良事業者
- ⑥製造請負優良適正事業者
- ⑦優良派遣事業者
- ⑧健康経営優良法人
- ⑨地域未来牽引企業
- ⑩空港管理規則に基づく第一類構内営業者又は第二墨構内営業者
- ⑪内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)登録事業者

参考

特定産業分野・業務区分に係る業務内容・試験・技能実習対応表

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等
特定技能分野	特定技能外国人が從事する業務区分	介護技能評価試験	国際交流基金 日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験 (N4以上)	職種 介護	作業
介護分野	【特定技能1号】 【身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつ等の介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーション)の実施、機能訓練の補助等】 ※利用者の居宅で行われるものは対象外	介護福祉土養成施設修了 EPA介護福祉士候補者としての在留期間満了(4年間)	免除 免除	免除 免除	介護
ビルクリーニング分野	【特定技能1号】 【建築物内部の清掃】	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	ビルクリーンシグ ビルクリーンシグ	ビルクリーンシグ ビルクリーンシグ

【特定技能1号】 機械金属加工(指導者の指示を理解し、 又は、自らの判断により、素形材製品や 業機械等の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械金属加工)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	日本語能力試験(N4以上)	鑄造	鑄鐵鑄物鑄造 非鍛金屬鑄物鑄造
	【経過措置】 特定技能の一部変更について(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針(別表a)、試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)に合格したものとみなす。	日本語能力試験(N4以上)	日本語能力試験(N4以上)	鑄造	ハンマ型鍛造 プレス型鍛造
	製造分野特定技能1号評価試験(鍛造) 製造分野特定技能1号評価試験(ダイカスト) 製造分野特定技能1号評価試験(機械加工) 製造分野特定技能1号評価試験(金属プレス加工) 製造分野特定技能1号評価試験(鉄工) 製造分野特定技能1号評価試験(工場板金) 製造分野特定技能1号評価試験(仕上げ) 製造分野特定技能1号評価試験(プラスチック成形) 製造分野特定技能1号評価試験(機械検査) 製造分野特定技能1号評価試験(機械保全) 製造分野特定技能1号評価試験(電気機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(塗装) 製造分野特定技能1号評価試験(溶接) 製造分野特定技能1号評価試験(工業包装)	日本語能力試験(N4以上)	ダイカスト	ホットチャンバ ダイカスト コールドチャンバ ダイカスト	普通旋盤 フライス盤 機械加工 数値制御旋盤 マシニングセンタ
	素形材・産業機械・電子情報機器・運搬機器・分野	金属プレス加工	金属プレス 機械板金	機械板金	機械板金

仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ		
	圧縮成形 射出成形 インフレーション成形		
	プラスチック成形 プロー成形		
機械検査	機械検査		
機械保全	機械系保全		
	回転電機組立て 電気機器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て		
	回転電機巻線製作		

機業電子産業機
械電気製造業
分野
機械報関連

			建築塗裝
		塗裝	金屬塗裝
			鋼橋塗裝
			噴霧塗裝
		溶接	手溶接
			半自動溶接
			工業包裝
			工業包裝
素形材·產業機械·電氣·電子·儀表·報關·運輸·製造業 分野			

【特定技能1号】 電気電子機器組立て(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事)	評価試験(電気電子機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上) 又は	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ 機械加工 仕上げ 治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ 圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 プロー成形 プリント配線板設計 プリント配線板製造 電子機器組立て
	【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用用方針別表2、試験区分(3(1))関係の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)に合格したるものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験(機械加工) 製造分野特定技能1号評価試験(仕上げ) 製造分野特定技能1号評価試験(プラスチック成形) 製造分野特定技能1号評価試験(プリント配線板製造) 製造分野特定技能1号評価試験(電子機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(電気機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(機械検査) 製造分野特定技能1号評価試験(機械保全) 製造分野特定技能1号評価試験(工業包装)		

機械・電子・情報開発業 分野	【特定技能1号】 金属表面処理(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、表面処理等の作業に従事)	評価試験(金属表面処理) 製造分野特定技能1号	めつき 国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	電気めつき 溶融亜鉛めつき
機械・電子・情報開発業 分野	【経過措置】 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表a、試験区分(3)(イ)関係の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験(金属表面処理)に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験(アルミニウム陽極酸化処理)	めつき 国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	めつき 溶融亜鉛めつき	アルミニウム陽極酸化処理 陽極酸化処理
機械・電子・情報開発業 分野	機械検査 機械保全 工業包装	機械検査 機械系保全 工業包装	機械検査 機械系保全 工業包装	機械検査 機械系保全 工業包装
機械・電子・情報開発業 分野	電気機器組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作	電気機器組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作	電気機器組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作	電気機器組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作

建設分野特定技能1号評価試験(土木) 技能検定3級(型枠施工) 技能検定3級(鉄筋施工) 技能検定3級(どひ) 技能検定3級(造園) 技能検定3級(塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	さく井	さく井 ロータリーアシスト 工事作業	ペーパーシヨン式さく井工事作業
		型枠施工	型枠工事作業	
		鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
		とび	とび作業	
		コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
		ウェルポイント施工	ウェルボイント工事作業	
		建設機械施工	押土・整地作業 積込み作業 掘削作業 締固め作業	
		鉄工	構造物鉄工作業	

【経過措置】
特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する
方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣
議決定)による変更前の運用方針別表1a、試験
区分(3)(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下
記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技
能1号評価試験(土木)に合格したものとみなす。
建設分野特定技能1号評価試験(型枠施工)
(建設分野特定技能1号評価試験(コンクリート压
送))
建設分野特定技能1号評価試験(トンネル推進
工)
建設分野特定技能1号評価試験(建設機械施
工)
建設分野特定技能1号評価試験(土工)
建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋施工)
建設分野特定技能1号評価試験(どひ)
建設分野特定技能1号評価試験(海洋土木工)

【特定技能1号】
土木(指導者の指示・監督を受けながら、
土木施設の新設、改築、維持、修繕に係
る作業等に從事)

建設分野

建設分野	【特定技能2号】 土木(複数の建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事し、工程を管理)		建設分野特定技能2号評価試験(土木) 技能検定1級(型枠施工) 技能検定1級(コンクリート送施工) 技能検定1級(鉄筋施工) 技能検定1級(ドリル) 技能検定1級(ワエルポイント施工) 技能検定1級(鉄工(構造物鉄工作業)) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(さく井) 技能検定1級(造園) 技能検定単一等級(路面標示施工)
	塗装	建築塗装作業 鋼構塗装作業	
	溶接	手溶接 半自動溶接	

<p>【特定技能(号)】 建築(指導者の指示・監督を受けながら、技能分野の新築・増築、改築若しくは模様替に係る作業等に從事する修繕若しくは構造替に係る作業等に從事)</p> <p>建設分野特定技能1号評価試験(建築) 技能検定3級(左官) 技能検定3級(内装工) 技能検定3級(鉄筋施工) 技能検定3級(建築大工) 技能検定3級(建築板金) 技能検定3級(塗装) 技能検定3級(建築) 技能検定3級(ブロック建築) 技能検定3級(広告美術仕上げ)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	建築板金	内外装板金作業 ダクト板金作業
		建具製作	木製建具手加工 作業
		建築大工	大工工事作業
		型枠施工	型枠工事作業
		鉄筋施工	鉄筋組立て作業
		とび	とび作業
		石材施工	石材加工作業 石張り作業
			タイル張り タイル張り作業
			かわらぶき かわらぶき作業
		左官	左官作業
<p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a.試験区分(3)(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験(建築)に合格したものとみなす。</p> <p>建設分野特定技能1号評価試験(型枠施工) 建設分野特定技能1号評価試験(左官) 建設分野特定技能1号評価試験(コンクリート圧送)</p> <p>建設分野特定技能1号評価試験(土工) 建設分野特定技能1号評価試験(屋根ふき) 建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋施工) 建設分野特定技能1号評価試験(絶縁手) 建設分野特定技能1号評価試験(内装工上部) 建設分野特定技能1号評価試験(ドリル) 建設分野特定技能1号評価試験(建築大工) 建設分野特定技能1号評価試験(建築板金) 建設分野特定技能1号評価試験(吹付フレンチ断熱)</p>			

		プラスチック系床 仕上げ工事作業
		カーペット系床仕 上げ工事作業
		鋼製下地工事作 業
	内装仕上げ施工	ボード仕上げ工事 作業
		カーテン工事作業
	表装	壁装作業
	サッシ施工	ビル用サッシ施工 作業
	防水施工	シーリング防水工 事作業
	コンクリート圧送施 工	コンクリート圧送工 事作業
	築炉	築炉作業
	鍛工	構造物鍛工作業

建設分野

建設分野	【特定技能1号】 ライフルイン・設備(指導者の指示・監督を受けながら、ガス、電気、電気通信、水道、設備、設置、その他のライフルイン・設備の整備、設置、変更又は修理に係る作業等に從事)	建設分野特定技能1号評価試験（ライフルイン・設備） 技能検定3級（配管） 技能検定3級（建築板金） 技能検定3級（冷凍空気調和機器施工）	建築板金 内外装板金作業 ダクト板金作業	建築板金
			冷凍空気調和機器施工 冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
造船・船用工業分野	【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」令和4年8月30日閣議決定による変更前の運用方針別表1a、試験区分(3)(1)ア開示系の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験（ライフルイン・設備）に合格したものとみなす。 建設分野特定技能1号評価試験（電気通信） 建設分野特定技能1号評価試験（建築板金） 建設分野特定技能1号評価試験（保温保冷） 建設分野特定技能1号評価試験（溶接）	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上) 又は 日本語能力試験(N4以上)	配管 建築配管作業 プラント配管作業	配管
			熱絶縁施工 保温保冷工事作業 手溶接 溶接	熱絶縁施工 保温保冷工事作業 手溶接 半自動溶接
造船・船用工業分野	【特定技能2号】 ライフルイン・設備(複数の建設技能者を指導しながら、ガス、水道、電気、電気通信、設備の整備、設置、その他のライフルイン・設備の整備、設置、変更又は修理の作業等に從事し、工程を管理)	造船・船用工業分野特定技能1号評価試験（溶接） 造船・船用工業分野特定技能1号評価試験（溶接） 造船・船用工業分野特定技能2号評価試験（溶接） 造船・船用工業分野特定技能2号評価試験（溶接）	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上) 又は 日本語能力試験(N4以上)	手溶接 溶接 半自動溶接
			造船・船用工業分野特定技能2号評価試験（溶接） 造船・船用工業分野特定技能2号評価試験（溶接）	造船・船用工業分野特定技能2号評価試験（溶接） 造船・船用工業分野特定技能2号評価試験（溶接）

【特定技能1号】 塗装(金属塗装作業、噴霧塗装作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	塗装	金属塗装
	技能検定3級 (塗装)	噴霧塗装		
【特定技能1号】 鉄工(構造物鉄工作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (鉄工)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	鉄工	構造物鉄工
	技能検定3級 (鉄工)	日本語能力試験(N4以上)		
造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (仕上げ) 【仕上げ】治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	仕上げ	治工具仕上げ
	技能検定3級 (仕上げ)	日本語能力試験(N4以上)		金型仕上げ
造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (機械加工)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	機械組立仕上げ	機械組立仕上げ
	技能検定3級 (機械加工)	日本語能力試験(N4以上)		
造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (機械加工)	普通旋盤		
	技能検定3級 (機械加工)	フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ	機械加工	マシニングセンタ

造船・船用工業 分野	【特定技能1号】 電気機器組立て(回転電気盤・制御盤組立作業、電気機器組立て作業、開閉制御器具組立て作業、電気巻線製作作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (電気機器組立て)	電気機器組立て 電気機器組立て(回転電気盤・制御盤組立作業、電気機器組立て作業、開閉制御器具組立て作業、電気巻線製作作業)	電気機器組立て 電気機器組立て(回転電気盤・制御盤組立作業、電気機器組立て作業、開閉制御器具組立て作業、電気巻線製作作業)
		国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)
自動車整備業 分野	【特定技能1号】 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備に付随する業務	自動車整備分野特定技能評価試験 自動車整備士技能検定3級	自動車整備 自動車整備	自動車整備 自動車整備
航空	【特定技能1号】 空港グランドハンドリング(地上走行支援業 務、手荷物・貨物取扱業務等)	特定技能評価試験 (航空分野:空港グランドハンドリング)	空港グランド ハンドリング	航空機地上支援
宿泊分野	【特定技能1号】 航空機整備 (機体、設備品等の整備業務等)	特定技能評価試験 (航空分野:航空機整備)	日本語能力試験(N4以上) 又は 日本語能力試験(N4以上)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)
農業分野	【特定技能1号】 耕種農業全般 (栽培管理、農産物の集出荷・選別等)	農業技能測定試験 宿泊業技能測定試験	宿泊 宿泊 又は 日本語能力試験(N4以上)	接客・衛生管理 宿泊 施設園芸 耕種農業 又は 日本語能力試験(N4以上)
	【特定技能1号】 畜産農業全般 (飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	農業技能測定試験(耕種農業全般) 農業技能測定試験(畜産農業全般)	耕種農業 又は 日本語能力試験(N4以上)	畜産農業 又は 日本語能力試験(N4以上)

漁業分野	【特定技能1号】 漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の採集、漁具・漁労機械の処理・保管、安全衛生の確保等)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	漁船漁業 かつお一本釣り漁業、いわしあ延縄漁業、ひき網漁業、さし網漁業、定置網漁業、かご漁業、棒受網漁業
	【特定技能1号】 漁業(養殖材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	養殖業 ほたてがい・まがき養殖
			缶詰巻締 缶詰巻締 食鳥処理加工業 食鳥処理加工 加熱性水産加工 食品製造 加熱乾製品製造 調味加工品製造 くん製品製造 節類製造
	【特定技能1号】 飲食料品製造全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工、安全衛生)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	飲食料品製造業技能測定試験 飲食料品製造業技能測定試験 非加熱性水産加工 食品製造 乾製品製造 発酵食品製造 調理加工品製造 生食用加工品製造 水産練り製品製造 牛豚食肉処理加工業 かまぼこ製品製造 牛豚部分肉製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造

飲食料品製造 業分野			パン製造	パン製造
外食業分野	【特定技能1号】 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	外食業技能測定試験 又は 日本語能力試験(N4以上)	医療・福祉施設 給食製造	医療・福祉施設 給食製造
		国際交流基金日本語基礎テスト		
			農産物製造 農産物漬物製造 農産物製造 そら菜製造業 そら菜加工	
			パン製造	

「特定技能」に係る立証資料

-特定技能-

項番	提出書類	様式番号	特記事項	特定技能1号			特定技能2号		
				在留資格認定	在留資格変更	在留期間更新	在留資格認定	在留資格変更	在留期間更新
1	・在留資格認定証明書交付申請書 ・在留資格変更許可申請書 ・在留期間更新許可申請書 *いずれかを使用すること。	(省令様式) 別記第6号の3様式 別記第30号様式 別記第30号の2様式	・申請人の写真（縦4cm×横3cm）の裏面に申請人の氏名を記載して申請書の写真欄に貼付 ・申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。	○	○	○	○	○	○
2	特定技能外国人の報酬に関する説明書	参考様式 第1-4号		○	○	△(注1)	○	○	△(注1)
3	特定技能雇用契約書の写し	参考様式 第1-5号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	○	○	△(注1)	○	○	△(注1)
4	雇用条件書の写し	参考様式 第1-6号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	○	○	△(注1)	○	○	△(注1)
5	事前ガイダンスの確認書	参考様式 第1-7号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	○	○				
6	支払費用の同意書及び費用明細書	参考様式 第1-8号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	○	○		○	○	
7	徴収費用の説明書	参考様式 第1-9号		○	○		○	○	
8	特定技能外国人の履歴書	参考様式 第1-1号		○	○		○	○	
9	分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写し又は合格を証明する資料	—	・申請人が技能実習2号を良好に修了した者であることを証明する場合には提出は不要（特定技能1号のみ）	○	○		○	○	
10	分野別運用方針に定めるその他の評価方法により技能水準を満たすことを証明する資料	—	・申請人が技能実習2号を良好に修了した者であることを証明する場合には提出は不要（特定技能1号のみ）	○	○		○	○	
11	分野別運用方針に定める日本語試験の合格証明書写し又は合格したことを証明する資料	—	・申請人が技能実習2号を良好に修了した者として日本語試験の免除を受ける場合には提出は不要	○	○				
12	技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格したことを証明する資料	—	・申請人が技能実習2号を良好に修了した者であることを証明する場合で、かつ、技能検定3級等の実技試験に合格している場合に提出が必要	○	○				
13	技能実習生に関する評価調書	参考様式 第1-2号	・申請人が技能実習2号を良好に修了した者であることを証明する場合で、かつ、技能検定3級等の実技試験に合格していない場合に提出が必要	○	○				
14	健康診断個人票	参考様式 第1-3号	・日本に在留中の場合は日本国内で受診したものの提出が必要 ・別の様式での提出でも差し支えないが参考様式にある受診項目が記載されたものに限る。	○	○		○	○	
15	通算在留期間に係る誓約書	参考様式 第1-24号	・「特定技能1号」の通算在留機関が4年を超えた後の申請において提出が必要	○	○	○			
16	技能移転に係る申告書	参考様式 第1-10号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要				○	○	
17	直近1年分の個人住民税の課税証明書及び納税証明書	—	・納税証明書は全ての納期が経過している年度のものの提出が必要 ・申請人のものが必要		△(注1)	△(注1)	△(注1)	△(注1)	△(注1)

18	給与所得の源泉徴収票	—	・項番17番の住民税の課税証明書と同一年分のものの提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
19	税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書 *税務署発行の納税証明書（その3）	—	・確定申告をした場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
20	・納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書 *項番19の税目のうち、未納がある税目について、税務署発行の未納額のみの納税証明書（その1）	—	・申請人が項番19の税目について換価の猶予、納税の猶予又は納付受託を受けている場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
21	（地方税） 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し	—	・地方税について、申請人が納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
22	国民健康保険被保険者証の写し	—	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
23	国民健康保険料（税）納付証明書	—	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
24	・納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある国民健康保険料（税）納付証明書 *納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し *いすれかを提出	—	・申請人が国民健康保険料（税）の納付について納付や換価の猶予を受けている場合であって、国民健康保険料（税）納付証明書にその旨の記載がない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
25	被保険者記録照会回答票	—	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
26	・国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請日の属する月の前々月までの24か月分全て） ・被保険者記録照会（納付II） *いすれかを提出 *国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあつた日の属する月の前々月までの24か月分全て）を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出が不要 *国民年金保険料の納付から被保険者記録照会（納付II）への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会（納付II）に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。	—	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
27	特定技能所属機関概要書	参考様式 第1-11号		△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
28	登記事項証明書	—	・特定技能所属機関が法人である場合のみ提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
29	住民票の写し	—	・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要 ・マイナンバーの記載がないもの ・本籍地の記載があるもの ・特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書（特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者でない旨について特定技能所属機関が確認し、誓約したもの。）の提出でも可） ・特定技能所属機関（法人）の役員のものが必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
30	特定技能所属機関の役員に関する誓約書	参考様式 第1-23号	・住民票の写しの提出を省略する役員がいる場合に提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)

31	住民票の写し	—	・特定技能所属機関が個人事業主である場合に提出が必要 ・マイナンバーの記載がないものの ・本籍地の記載があるもの ・特定技能所属機関（個人事業主）のものが必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
32	決算文書の写し（損益計算表及び貸借対照表又は収支計算書）（直近2年分）	—	・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)
33	中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面	—	・直近期末において債務超過がある場合に提出が必要	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)
34	法人税の確定申告書の控えの写し（直近2年分）	—	・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)
35	税目を申告所得税の納税証明書（その2）（直近2年分）	—	・特定技能所属機関が個人事業主の場合に提出が必要	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)
36	労働者派遣事業許可証の写し	—	・労働者派遣による場合に提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
37	派遣計画書	参考様式 第1-12号	・労働者派遣による場合に提出が必要	○	○	△ (注1)	○	○	△ (注1)
38	労働者派遣契約書	—	・労働者派遣による場合に提出が必要	○	○	△ (注1)	○	○	△ (注1)
39	就業条件明示書の写し	参考様式 第1-13号	・労働者派遣による場合に提出が必要	○	○	△ (注1)	○	○	△ (注1)
40	派遣先の概要書（農業分野）	参考様式 第1-14号	・労働者派遣による場合（農業分野の場合）に提出が必要 ・労働・社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料として、項番42から61の書類の提出が必要（提出頻度は各書類の項番の記載に従うこと）	○	○	△ (注1)	○	○	△ (注1)
41	派遣先の概要書（漁業分野）	参考様式 第1-15号	・労働者派遣による場合（漁業分野の場合）に提出が必要 ・労働・社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料として、項番42から61の書類の提出が必要（提出頻度は各書類の項番の記載に従うこと）	○	○	△ (注1)	○	○	△ (注1)
42	・労働保険料等納付証明書（未納なし証明）	—	・特定技能所属機関が労働保険の適用事業所の場合に提出が必要	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)
43	・領収証書の写し（直近1年分） ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し（領収証書に対応する分） ＊労働保険事務組合に事務委託している事業場は、事務組合が発行した「労働保険料領収書」の写し（直近1年分）及び「労働保険料等納入通知書」の写し（領収書に対応する分）	—	・特定技能所属機関が労働保険の適用事業所の場合に提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
44	雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主控）の写し	—	・特定技能所属機関が労働保険の適用事業所の場合に提出が必要 ・申請人のものの提出が必要	/	/	○ (注4)	/	/	○ (注4)
45	雇用の経緯に係る説明書	参考様式 第1-16号		○	○	/	○	○	/
46	職業紹介事業所に関する「人材サービス総合サイト」（厚生労働省職業安定局ホームページ）の画面を印刷したもの	—	・雇用契約の成立をあっせんする者がある場合に提出が必要	○	○	/	○	○	/

60	(地方税) 税目を個人住民税とする納税証明書 ＊市町村発行の納税証明書	—	・特定技能所属機関が個人事業主である場合に提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
61	(地方税) 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し	—	・特定技能所属機関が個人事業主である場合で、地方税について納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが納税証明書に記載されていないときに提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
62	1号特定技能外国人支援計画書	参考様式 第1-17号		○	○				
63	支援委託契約書の写し	参考様式 第1-18号	・1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合のみ提出が必要	○	○				
64	支援責任者の就任承諾書及び誓約書	参考様式 第1-19号	・登録支援機関に委託せずに1号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要	△ (注2)	△ (注2)				
65	支援責任者の履歴書	参考様式 第1-20号	・登録支援機関に委託せずに1号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要	△ (注2)	△ (注2)				
66	支援担当者の就任承諾書及び誓約書	参考様式 第1-21号	・登録支援機関に委託せずに1号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要	△ (注2)	△ (注2)				
67	支援担当者の履歴書	参考様式 第1-22号	・登録支援機関に委託せずに1号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要	△ (注2)	△ (注2)				
68	特定技能所属機関の四季報又は主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書の写し	—	・その他の実績を証明する場合のみ	○	○				
69	特定技能所属機関の直近年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調査合計表の写し	—	・その他の実績を証明する場合のみ	△ (注3)	△ (注3)				
70	特定技能外国人受け入れに関する運用要領（別冊（分野別））に記載された確認対象の書類（誓約書等）	—		○	○	○	○	○	○

* 原本の提出が求められるものについては、発行（作成）後3か月以内のものに限る。

(注1) 申請人に係る過去1年以内の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）において提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。

(注2) 受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）において提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。

(注3) 受け入れている任意の外国人に係る在留諸申請において同一年度のものを提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。

(注4) 申請人に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請後、最初の在留期間更新許可申請時のみ提出が必要なもの。

(注5) 受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）において提出済みの場合に省略できるもの。

(注6) 初めて受け入れる場合の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）のみに提出が必要なもの。

【在留資格決定の場合】

一文化活動一

	カテゴリー1	カテゴリー2
区分 (申請人)	① 大学 ② 大学に準ずる機関 ③ 高等専門学校 ④ 日本又は外国の国・地方公共団体 ⑤ 独立行政法人 ⑥ 特殊法人・認可法人 ⑦ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑧ 法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑨ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,500万円以上ある団体・個人	左のいずれにも該当しない団体・個人
第1 (該当範囲)	<p>次の資料により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 活動内容、期間及び当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料 <ul style="list-style-type: none"> ア 申請人又は受入れ機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明らかにする文書 イ 申請人が当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料(パンフレット等) ③ 次のいずれかで、学術上又は芸術上の業績を明らかにする文書 <ul style="list-style-type: none"> ア 関係団体からの推薦状 イ 過去の活動に関する報道 ウ 入賞、入選等の実績 エ 過去の論文、作品等の目録 オ 上記アからエまでに準ずる文書 ④ 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 <ul style="list-style-type: none"> ア 申請人本人が経費を支弁する場合は、次のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書 (イ) 申請人名義の銀行等における預金残高証明書 (ウ) 上記(ア)又は(イ)に準ずる文書 イ 申請人以外の者が申請人の経費を支弁する場合は、経費支弁者に係る次のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの) (イ) 経費支弁者が外国にいる場合は、経費支弁者名義の銀行等における預金残高証明書 (ウ) 上記(ア)又は(イ)に準ずる文書 ⑤ 専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得しようとする場合は、上記②から④までに掲げるもののほか、当該専門家の経歴及び業績を明らかにする次のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> ア 免許等の写し イ 論文、作品集等 ウ 履歴書 	

【在留期間更新許可申請の場合】

—文化活動—

区分 (申請人)	カテゴリー1	カテゴリー2
		左のいずれにも該当しない団体・個人
	① 大学 ② 大学に準ずる機関 ③ 高等専門学校 ④ 日本又は外国の国・地方公共団体 ⑤ 独立行政法人 ⑥ 特殊法人・認可法人 ⑦ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑧ 法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑨ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,500万円以上ある団体・個人	
要件 第1 (該当範囲)	上記に該当することを示す資料 申請書により判断する。	次の資料により判断する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 活動内容、期間及び当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料 <ul style="list-style-type: none"> ア 申請人又は受入れ機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明らかにする文書 イ 申請人が当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料(パンフレット等) ③ 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 <ul style="list-style-type: none"> ア 申請人本人が経費を支弁する場合は、次のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書 (イ) 申請人名義の銀行等における預金残高証明書 (ウ) 上記(ア)又は(イ)に準ずる文書 イ 申請人以外の者が申請人の経費を支弁する場合は、経費支弁者に係る次のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの) (イ) 経費支弁者が外国にいる場合は、経費支弁者名義の銀行等における預金残高証明書 (ウ) 上記(ア)又は(イ)に準ずる文書

基準第4号	20歳以下で1年以上の日本語教育等を受ける場合(留学生や団体等を除く)	該当なし	
基準第4号の2	イ 中学校若しくは特別支援学校の場合は7歳以下であること、学生交換計画等を有する場合を除く ロ 小学校若しくは特別支援学校の場合は4歳以下であること、学生交換計画等を有する場合を除く ハ 説明人がいること ニ 生活指導担当教職員の配属 ホ 寄宿舎設の確保	該当なし	申譲書により判断する。 該当なし
基準第5号	専修学校、各種学校において日本語教育等を受ける場合(留学生や団体等を除く) 日本語能力の証明書の提出	該当なし	申譲書により判断する。 該当なし
基準第6号	専修学校、各種学校等における日本語教育等を受ける場合(留学生や団体等を除く) 日本語教育機関における文書	該当なし	申譲書により判断する。 該当なし
基準第7号	義務教育機関において教育を受けたことがあるものであることを定めるものであること	該当なし	申譲書により判断する。
基準第8号	各種学校において教育を受けた場合(日本語教育等を受ける場合を除く)は法務省告示で定めるものであること	該当なし	在留資格変更許可申請の場合、次の資料により判断する。 ①申譲書 ②成績証明書
相当性	短期滞在からの変更	該当なし	次の資料により判断する。 ①申譲書 ②成績証明書 ③出席証明書
	単位取得状況不良	該当なし	なお、出席状況が良好でない場合には次の資料を求める。 ・理由を説明・証明する資料
	出席状況証明書	該当なし	なお、出席状況が良好でない場合には次の資料を求める。 ・理由を説明・証明する資料
	留学生・休学あり	該当なし	なお、留学生・休学がある場合には次の資料を求める。 ・理由を説明・証明する資料
	1年を超える専ら配偶による研究又は配偶者らの配偶者による研究(2年を超えない研究者)	該当なし	申譲書により判断する。
	2年を超える日本語留学生	該当なし	該当なし
	寄宿舎外活動違反	該当なし	申譲書により判断する。

区分	要件の内容	在留資格認定証明書及び在留資格変更許可申請の場合			カテゴリー 1 ・高等学校 ・特別支援学校の高等部 ・各種学校 ・中学校 ・特別支援学校の中学部 ・小学生 ・特別支援学校の小学部	カテゴリー 2 ・専修学校の高等課程 ・一般課程 ・各種学校 ・設備及び構成に關してこれに準ずる教育機関	カテゴリー 3 ・専修学校の高等課程・一般課程 ・各種学校 ・設備及び構成に關してこれに準ずる教育機関	
		申請書	申請書により判断する。	申請書				
該当範囲	教育機関において教育を受けた活動	申請書により判断する。	申請書により判断する。	申請書により判断する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
事件	教育機関において教育を受けた活動の意思及び能力	申請書により判断する。	申請書により判断する。	申請書により判断する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
基準第 1 号	小・高・中学校、幼稚園等の教育機関	申請書により判断する。	申請書により判断する。	申請書により判断する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
基準第 2 号	経費支弁能力	申請書により判断する。	申請書により判断する。	申請書により判断する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
基準第 3 号	週10時間以上の活動による研修生又は講師	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
基準第 4 号	20歳以下で、1年以下の日本語学習者又は留学生に対する就労等による場合	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

基準第4号の2	イ 中学校若しくは特別支援学校 申請書及び次の資料により判断する。 校の中学生の場合は「7歳以下・監護人の同意等申請人との關係を明らかにする旨 の書類」、生活指導担当者の在職を証する文書 ロ 小学校若しくは特別支援学校の場合は「4歳以下・生活指導担当者の在職を証する文書 ノ 基本的教諭の場合は「14歳以下・学生交換計画その他のこれに対する交流計画 にに基づく場合は次の資料を求める。・学生交換計画その他のこれに関する国際交流計画 ハ 生活指導担当者勤務の配当書	申請書及び次の資料により判断する。 ・宿泊施設の概要を明らかにする旨 ・生活指導担当者の在職を証する文書 ・生活指導の概要を明らかにする資料 ・学生交換計画その他のこれに対する交流計画 にに基づく場合は次の資料を求める。・学生交換計画その他のこれに関する国際交流計画 ハ 生活指導担当者勤務の配当書	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
基準第5号	専修学校 各種学校において日本語教育を受ける場合(日本語教育を受ける場合のを除く) イ 日本語能力の配当書	申請書及び次の資料により判断する。 ・日本語能力検定N2相当以上の能力を証明する ・日本語能力が告示で定める日本語教育資格1級に該当することを証明する ・日本語教育又は学校教員資格1級に該当することを証明する 文書 において6か月以上日本語教育を受けていたことを証明する ににおいて1年以上日本語教育を受けたことを証明する 文書	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
基準第6号	専修学校、各種学校において日本語教育を受ける場合(日本語教育を受ける場合のを除く) イ 日本語教育機関であらざること	申請書により判断する。 ただし、留学告示で定められたものに該当しないものには、 その立場(機関の設置場所)の行政相談がなされ、 資料の内容に変更がない場合は、その旨の説明書	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
基準第7号	準備教育機関において教育を受ける場合(日本語教育を受ける場合のを除く) イ 日本語教育機関であらざること	申請書により判断する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
基準第8号	各種学校に受ける教育機関に おいて教育を受ける場合(日本語教育を受ける場合のを除く) イ 日本語教育を受ける場合のを除く ハ 法務大臣が告示で定めるものであること 定期滞在からこの変更	申請書及び次の資料により判断する。 ①申請書 ②入学許可書	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
出席状況6割未満	単位取得状況不良	在留資格変更許可申請の場合、次の資料により判断する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
留学生・休学あり	該当なし	次の資料により判断する。 ①申請書 ②出席証明書 ③成績証明書 (中学校、小学校及び特別支援学校の中学部及び小学部の場合を除く)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
資格外活動違反	在留資格変更許可申請の場合、申請書により判断する。	申請書により判断する。 ・理由を説明、証明する資料 ・理由を説明、証明する資料	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

第1 在留資格「永住者」に関する立証資料

1 基本資料

	立証資料	備考	日本人の配偶者	日本人の子	永住者等の配偶者	永住者等の子	定住者	難民認定者	就労資格・家族滞在	高度人材ポイント 80点以上	高度人材ポイント 70点以上
1	申請書		●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	① 配偶者(日本人)の戸籍謄本(戸籍謄本に婚姻事実の記載がない場合は、戸籍謄本に加え婚姻届出受理証明書)		●								
	② 申請人の国籍国の機関から発行された婚姻証明書		●								
3	① 申請人の親の戸籍謄本又は除籍謄本			●							
	② 出生届受理証明書又は認知届受理証明書	申請人が本邦において出生した場合		●							
	③ 出生国の機関から発行された出生証明書又は認知に関する証明書	申請人が本邦外において出生した場合		●							
	④ 特別養子縁組届出受理証明書又は日本の家庭裁判所発行の養子縁組に係る審判書謄本及び確定証明書	申請人が特別養子である場合		●							
4	配偶者(永住者等)及び申請人の国籍国から発行された婚姻証明書(本邦で婚姻手続を行った場合は婚姻届受理証明書)				●						
5	① 本邦における出生届受理証明書又は国籍国が発行する親子関係を証明する文書					●					
	② 国籍を証明する文書				●						
	③ その他在留資格の取得を必要とする事由を証明する文書	取得永住許可申請の場合			●						
6	身分関係を証明する前記2ないし5に準ずる文書								●	●	●
7	世帯全員の記載のある住民票		●	●	●	●	●	●	●	●	●
8	① 身元保証書		●	●	●	●	●	●	●	●	●
	② 身元保証人の住民票		●	●	●	●	●	●	●	●	●
8	③ 身元保証人の住民税の納稅証明書(1年間の総収入、課税額及び納稅額が記載されたもの。納稅証明書に総収入、課税額及び納稅額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)		●	●	●	●	●	●	●	●	●

		立証資料	備考	日本人の配偶者	日本人の子	永住者等の配偶者	永住者等の子	定住者	難民認定者	就労資格・家族滞在	高度人材ポイント 80点以上	高度人材ポイント 70点以上
	①	申請人の在職証明書(自営業の場合は、確定申告書(控え)の写し及び営業許可書の写し)	申請人の収入により生活する場合	●	●	●	●	●	●	●	●	●
9	②	申請人の住民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	申請人の収入により生活する場合		●		●			●	●	
	③	申請人の住民税の納税証明書(3年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	申請人の収入により生活する場合	●		●						●
	④	申請人の住民税の納税証明書(5年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	申請人の収入により生活する場合					●	●			
	①	申請人を扶養する者の在職証明書(自営業の場合は、確定申告書(控え)の写し及び営業許可書の写し)	申請人を扶養する者の収入により生活する場合	●	●	●	●	●	●	●	●	●
10	②	申請人を扶養する者の住民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	申請人を扶養する者の収入により生活する場合		●		●					
	③	申請人を扶養する者の住民税の納税証明書(3年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	申請人を扶養する者の収入により生活する場合	●		●						
	④	申請人を扶養する者の住民税の納税証明書(5年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	申請人を扶養する者の収入により生活する場合					●	●			
11	①	申請人の源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税の5税目に係る納税証明書(その3)	申請人の収入により生活する場合	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	②	申請人を扶養する者の源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税の5税目に係る納税証明書(その3)	申請人を扶養する者の収入により生活する場合	●	●	●	●	●	●	●		

	立証資料	備考	日本人の配偶者	日本人の子	永住者等の配偶者	永住者等の子	定住者	難民認定者	就労資格・家族滞在	高度人材ポイント 80点以上
①	申請人のねんきん定期便又はねんきんネットの「各月の年金記録」印刷画面 ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。	申請人の収入により生活する場合	●	●	●	●	●	●	●	●
12 ②	申請人の1年分の国民年金保険料領収書写し ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。	確認対象期間内に申請人が国民年金に加入している期間がある場合		●		●				●
③	申請人の2年分の国民年金保険料領収書写し ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。		●	●		●	●	●		●
①	申請人を扶養する者のねんきん定期便又はねんきんネットの「各月の年金記録」印刷画面 ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。	申請人を扶養する者の収入により生活する場合	●	●	●	●	●	●		
13 ②	申請人を扶養する者の1年分の国民年金保険料領収書写し ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。	確認対象期間内に申請人を扶養する者が国民年金に加入している期間がある場合		●		●				
③	申請人を扶養する者の2年分の国民年金保険料領収書写し ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。		●	●		●	●	●		
①	申請人の健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。	申請人の収入により生活する場合	●	●	●	●	●	●	●	●
14 ②	申請人の1年分の国民健康保険料(税)納付証明(確認)書及び国民健康保険料(税)領収書(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。	確認対象期間内に申請人が国民健康保険に加入している期間がある場合		●		●				●
③	申請人の2年分の国民健康保険料(税)納付証明(確認)書及び国民健康保険料(税)領収書(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。		●	●		●	●	●		●

	立証資料	備考	日本人の配偶者	日本人の子	永住者等の配偶者	永住者等の子	定住者	難民認定者	就労資格・家族滞在	高度人材ポイント 80点以上	高度人材ポイント 70点以上
15	① 申請人を扶養する者の健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。	申請人を扶養する者の収入により生活する場合	●	●	●	●	●		●		
	② 申請人を扶養する者の1年分の国民健康保険料(税)納付証明(確認)書及び国民健康保険料(税)領収書(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。	確認対象期間内に申請人を扶養する者が国民健康保険に加入している期間がある場合		●		●					
	③ 申請人を扶養する者の2年分の国民健康保険料(税)納付証明(確認)書及び国民健康保険料(税)領収書(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。	確認対象期間内に申請人を扶養する者が国民健康保険に加入している期間がある場合	●		●		●		●		
16	① 申請人を事業主とする社会保険適用事業所の健康保険・厚生年金保険料領収証書(写し)又は社会保険保険料納入確認(申請)書	申請人が社会保険適用事業所の事業主である場合	●	●	●	●	●		●	●	●
	② 申請人を扶養する者を事業主とする社会保険適用事業所の健康保険・厚生年金保険料領収証書(写し)又は社会保険保険料納入確認(申請)書	申請人を扶養する者が社会保険手適用事業所の事業主である場合	●	●	●	●	●		●		
17	① 表彰状、感謝状、叙勲書等の写し	外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献がある場合							▲	▲	▲
	② 所属会社、大学、団体等の代表者等が作成した推薦状								▲	▲	▲
	③ その他各分野において貢献があることにに関する資料								▲	▲	▲

2 必要に応じて提出を求める資料。

	立証資料	備考	日本人の配偶者	日本人の子	永住者等の配偶者	永住者等の子	定住者	難民認定者	就労資格・家族滞在	高度人材ポイント 80点以上	高度人材ポイント 70点以上
18	理由書	永住許可申請の理由が明らかでない場合	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
19	国籍国が発行する無犯罪証明書等	国籍国における前科がある可能性がある場合	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲
20	健康診断書	感染症予防法第6条で規定する「一類感染症」、「二類感染症」、「指定感染症」、「新感染症」の罹患者又は麻薬、大麻、あへん及び覚せい剤等の慢性中毒者である疑いが判明した場合には提出を求める。ただし、16歳未満及び70歳以上の者については提出を求めない。	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
21	その他	事案に応じて提出を求めるべき資料	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

第2 在留資格「日本人の配偶者等」に関する立証資料

1 基本資料

	立証資料	備考	日本人の配偶者		日本人の実子 及び 特別養子	
			上陸時 (短期滞在から の資格変更を含 む)	取得 期間更新 又は 資格変更	上陸時 (短期滞在から の資格変更を含 む)	取得 期間更新 又は 資格変更
1	申請書		●	●	●	●
2	① 配偶者(日本人)の戸籍謄本(戸籍謄本に婚姻事実の記載がない場合は、戸籍謄本に加え婚姻届出受理証明書)		●	●		
	② 申請人の国籍国の機関から発行された婚姻証明書		●	●		
3	① 申請人の親の戸籍謄本又は除籍謄本				●	●
	② 出生届受理証明書又は認知届受理証明書	申請人が本邦において出生した場合			●	●
	③ 出生国の機関から発行された出生証明書又は認知に関する証明書	申請人が本邦外において出生した場合			●	●
	④ 特別養子縁組届出受理証明書又は日本の家庭裁判所発行の養子縁組に係る審判書謄本及び確定証明書	申請人が特別養子である場合			●	●
4	① 申請人の住民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	申請人が本邦において稼働している場合		●		●
	② 配偶者(日本人)の住民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	配偶者(日本人)が本邦において稼働している場合	●	●		
	③ 主たる生計維持者の住民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	4①又は②において提出されている場合は不要	●	●	●	●
5	① 配偶者(日本人)の身元保証書		●	●		
	② 日本に居住する日本人(申請人の親又は養親)等の身元保証書				●	●
6	世帯全員の記載のある住民票		●	●	●	●
7	質問書		●	●		
8	スナップ写真(2葉から3葉)		●	●		

2 必要に応じて提出を求める資料

	立証資料	備考	日本人の配偶者		日本人の実子 及び 特別養子	
			上陸時 (短期滞在から の資格変更を含 む)	期間更新 又は 資格変更	上陸時 (短期滞在から の資格変更を含 む)	期間更新 又は 資格変更
9	① 配偶者(日本人)又は扶養者の在職証明書(自営業の場合は、確定申告書(控え)の写し及び営業許可書の写し)	配偶者(日本人)又は扶養者の収入により生活する場合	▲	▲	▲	▲
	② 配偶者(日本人)又は扶養者の勤務先の概要を明らかにする資料		▲	▲	▲	▲
	③ 配偶者(日本人)又は扶養者の源泉徴収票又は税務署長が発行した納税証明書(所得金額の証明があるものに限る。)		▲	▲	▲	▲
10	① 配偶者(日本人)又は扶養者の預貯金通帳の写し又は預貯金残高証明書	配偶者(日本人)又扶養者の資産により生活する場合	▲	▲	▲	▲
	② 配偶者(日本人)又は扶養者が年金を受給している場合は、年金受給額を証明する文書 ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。		▲	▲	▲	▲
11	① 申請人の在職証明書(自営業の場合は、確定申告書(控え)の写し及び営業許可書の写し)	申請人の収入により生活する場合		▲		▲
	② 申請人の勤務先の概要を明らかにする資料			▲		▲
	③ 申請人の源泉徴収票又は税務署長が発行した納税証明書(所得金額の証明があるものに限る。)			▲		▲
12	① 申請人の預貯金通帳の写し又は預貯金残高証明書	申請人の資産により生活する場合	▲	▲	▲	▲
	② 資産を保有する者の概要を明らかにする資料		▲	▲	▲	▲
	③ 資産を保有するに至った経緯を明らかにする資料		▲	▲	▲	▲
13	収入額と支払予定者を明らかにする資料	申請人が収入を得る予定の場合	▲	▲	▲	▲
14	在学証明書	申請人の子又は申請人自身が小学校又は中学校に通学する場合において、申請書の記載内容に疑義がある場合又は確認を要する場合		▲		▲
15	その他	事案に応じて提出を求めるべき資料	▲	▲	▲	▲

第3 在留資格「永住者の配偶者等」に関する立証資料

1 基本資料

	立証資料	備考	永住者の配偶者		永住者の 実子
			上陸時 (短期滞在からの資 格変更を含む)	取得 期間更新 又は 資格変更	
1	申請書		●	●	●
2	配偶者(永住者)及び申請人の国籍国から発行された婚姻証明書(本邦で婚姻手続を行った場合は婚姻届受理証明書)		●	●	
3	① 本邦における出生届受理証明書又は国籍国が発行する親子関係を証明する文書 ② 国籍を証明する文書 ③ その他の在留資格の取得を必要とする事由を証明する文書	取得申請の場合			● ● ●
4	① 申請人の住民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書) ② 配偶者又は親(永住者)の住民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書) ③ 主たる生計維持者の住民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	申請人が本邦において稼働している場合 配偶者又は親(永住者)が本邦において稼働している場合 4①又は②において提出されている場合は不要である。		● ● ●	● ● ●
5	配偶者又は親(永住者)の身元保証書		●	●	●
6	世帯全員の記載のある住民票		●	●	●
7	質問書		●	●	
8	スナップ写真(2葉から3葉)		●	●	

2 必要に応じて提出を求める資料

	立証資料	備考	永住者の配偶者		永住者の 実子
			上陸時 (短期滞在からの資 格変更を含む)	取得 期間更新 又は 資格変更	
9	① 配偶者(永住者)又は扶養者の在職証明書(自営業の場合は、確定申告書(控え)の写し及び営業許可書の写し)	配偶者(永住者)又は扶養者の収入により生活する場合	▲	▲	▲
	② 配偶者(永住者)又は扶養者の勤務先の概要を明らかにする資料		▲	▲	▲
	③ 配偶者(永住者)又は扶養者の源泉徴収票又は税務署長が発行した納税証明書(所得金額の証明があるものに限る。)		▲	▲	▲
10	① 配偶者(永住者)又は扶養者の預貯金通帳の写し又は預貯金残高証明書	配偶者(永住者)又扶養者の資産により生活する場合	▲	▲	▲
	② 配偶者(永住者)又は扶養者が年金を受給している場合は、年金受給額を証明する文書 ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。		▲	▲	▲
11	① 申請人の在職証明書(自営業の場合は、確定申告書(控え)の写し及び営業許可書の写し)、	申請人の収入により生活する場合		▲	▲
	② 申請人の勤務先の概要を明らかにする資料			▲	▲
	③ 申請人の源泉徴収票又は税務署長が発行した納税証明書(所得金額の証明があるものに限る。)			▲	▲
12	① 申請人の預貯金通帳の写し又は預貯金残高証明書	申請人の資産により生活する場合	▲	▲	▲
	② 資産を保有する者の概要を明らかにする資料		▲	▲	▲
	③ 資産を保有するに至った経緯を明らかにする資料		▲	▲	▲
13	収入額と支払予定者を明らかにする資料	申請人が収入を得る予定の場合	▲	▲	▲
14	在学証明書	申請人の子又は申請人自身が小学校又は中学校に通学する場合において、申請書の記載内容に疑義がある場合又は確認を要する場合	▲	▲	▲
15	その他	事案に応じて提出を求めるべき資料	▲	▲	▲

立証資料		備考		告示1号 (日系2世)	告示3号 (日系3世)	告示4号 (日系3世)	告示5号 (日本人が扶養する場合)	告示6号 (日本人が扶養する場合)	告示7号 (日本人以外の者が扶養する場合)	告示8号 (日本人が扶養する場合)	難民			難民不認定処分			
				その他の上陸	その他の上陸	その他の上陸	その他の上陸	その他の上陸	その他の上陸	その他の上陸	その他の上陸	その他	その他	その他	その他	その他	その他
①	申請人の預金通帳の写し又は預貯金残高証明書			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	申請人の雇用予定証明書又は採用内定通知書			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③	申請人の在院証明書・自営業の場合は、確定申告書(控え)の写し及び営業許可書の写し	申請人の収入により生活する場合		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
④	申請人の生民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの)、納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6			▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7	滞在費用支弁者・扶養者又は主たる生計維持者の在院証明書(自営業の場合は、確定申告書(控え)の写し及び営業許可書の写し)	滞在費用支弁者・扶養者又は主たる生計維持者の在院証明書		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
①	滞在費用支弁者・扶養者又は主たる生计維持者の在院証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの)、納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの)、納付証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの)、納付金明細書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの)のうち、該納付金明細書に記載した金額を加えて課税(非課税)証明書	滞在費用支弁者・扶養者又は主たる生计維持者の在院証明書		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	滞在費用支弁者・扶養者又は主たる生计維持者の在院証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの)のうち、該納付金明細書に記載した金額を加えて課税(非課税)証明書	滞在費用支弁者・扶養者又は主たる生计維持者の在院証明書		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③	滞在費用支弁者・扶養者又は主たる生计維持者の在院証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの)のうち、該納付金明細書に記載した金額を加えて課税(非課税)証明書	滞在費用支弁者・扶養者又は主たる生计維持者の在院証明書		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
8	身元保証書			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
9	世帯全員の記載のある住民票			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

2 申請人が在留期間「5年」を希望する場合に提出を求める資料

立証資料		備考		告示1号	告示3号 (日系2世)	告示4号 (日系3世)	告示5号 (日系3世)	告示6号 (日本人が 在外者が持つ 扶養する 場合)	告示7号 (日本人以 外の者が 扶養する 場合)	告示7号 (日本人以 外の者が 扶養する 場合)	告示8号 (日本人以 外の者が 扶養する 場合)	離婚届 余創民	死別定住	日本人妻子を監護 育する者	日本人妻子を監護 育する者	変更	更新	変更	更新
①	法務大臣が告示で定める日本語 教育履歴において6月以上上の日本語 講義を受けていたことを証明する文 書	未成年者である場合を除く		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	日本語能力試験N2に合格したこ とを証明する文書	未成年者である場合を除く		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
16	財団法人日本漢字能力検定協会 が実施する日本ピントテスト日本語能 力テストで400点以上を取得したこ とを証明する文書	未成年者である場合を除く																	
③	日本語能力試験N1に規定する 「幼稚園を除く。において、年以上 の経験を受けたことを証明する文 書	未成年者である場合を除く																	
④																			

